

完了後の評価個表

事業名	国有林直轄治山事業	事業計画期間	平成4年度～平成18年度(15年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	大白川(おおしらかわ) (岐阜県)	事業実施主体	中部森林管理局 飛騨森林管理署
完了後経過年数	8年	管理主体	同上
事業の概要・目的	<p>当地区は、岐阜県大野郡白川村南西部に位置しており、豪雨等により大規模な崩壊地が発生するとともに、溪岸侵食により流出した土砂が大白川本流に異常堆積していた。このため、山腹崩壊地の拡大防止及び溪岸侵食の抑止を図り、溪床に堆積している不安定土砂の流出を抑止することにより、人家・県道等の保全及び保安林機能の増進を目的に平成4年度に事業に着手した。</p> <p>事業着手後にも集中豪雨等による山地災害が発生したが、事業を効率的に実施し、平成17年度に概成した。</p> <p>・主な事業内容 溪間工 8基 山腹工 2.41ha 資材運搬路 1,941m ・総事業費 1,275,279千円 (平成15年度の評価時点:1,228,222千円)</p>		
費用対効果分析の算出基礎となった要因の変化	<p>当地区の費用対効果分析における主な便益は災害防止便益であり、これは溪間工及び山腹工の施工により、溪床に堆積した不安定土砂等の流出を防止し、人家、農地、県道等を山地災害から保全する効果である。</p> <p>なお、現時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B) 10,947,199千円 (平成15年度の評価時点: 6,753,582千円) 総費用(C) 2,382,628千円 (平成15年度の評価時点: 1,545,606千円) 分析結果(B/C) 4.59 (平成15年度の評価時点: 4.37)</p>		
事業効果の発現状況	<p>溪間工の施工により、溪床勾配の緩和、不安定土砂の固定が図られ、事業着手前の平成3年当時の荒廃溪流に植生の回復や溪畔林が成立し溪床が安定するとともに、山腹工の施工により、法面の安定が図られ植生が回復し森林状態への移行が進んでいる。</p> <p>また、流域全体が安定したことにより、土砂流出の抑止等が図られた。</p>		
事業により整備された施設の管理状況	<p>本事業により整備した施設は、事業完了後も飛騨森林管理署が管理主体となり、定期的に点検等を実施し適切に管理している。</p>		
事業実施による環境の変化	<p>荒廃溪流や斜面が安定したことから、溪畔や山腹に植生が回復し森林状態への移行が進んでおり、周囲の景観と調和が図られた。</p>		
社会経済情勢の変化	<p>本事業により水源涵養機能及び土砂流出防止機能が十分発揮され、下流域の保全が図られたことにより保全対象地域の安全・安心が確保されている。</p> <p>平成15年度の期中の評価時点から周辺の社会情勢については、特段の変化はない。</p> <p>・主な保全対象:旅館8戸、公共施設2戸、人家等123戸、農地6.6ha、県道5.0km など</p>		
今後の課題等	<p>国土保全機能、水源涵養機能を長期にわたって発揮させるため、適切に森林を管理していく必要がある。</p> <p>・地元の意見: 貴署による治山事業実施に伴い、崩壊地の拡大及び溪岸侵食の進行並びに不安定土砂の流出が防止され、植生の回復が順調に進みつつあると考えます。</p> <p>今後は、治山施設及びその一帯の森林の機能確保をお願いします。 (岐阜県)</p> <p>平成4年度に着手され平成17年度に完成された「大白川地区」の治山事業について厚く感謝申し上げます。当地区を流れる大白川本流には、度重なる集中豪雨において溪床に不安定土砂が堆積しており、当村からも治山事業への要請をお願いしていたところでもあります。また、地区内の崩壊地につきましては、県道白山公園線から眼下に位置し拡大崩壊を懸念していたところでもあります。貴署が着手されました治山事業の実施により、山腹崩壊の</p>		

	<p>復旧が図られ、植生が回復し、現在では、周辺森林の一部となりつつあります。また、本流に谷止工を施工されたことにより、本流の不安定土砂の流出防止が図られました。このことから、下流住民の安心・安全及び保安林機能の回復に事業効果が十分に発揮されております。今後におかれましては、施設の機能確保のための点検及び管理をお願いしたい。</p> <p>(岐阜県大野郡白川村)</p>
<p>森林管理局事業評価 技術検討会の意見</p>	<p>事業の実施により崩壊地の復旧が図られ、下流の保全対象地域の安全が確保されているとともに水源涵養機能及び土砂流出防止機能が発揮され、事業実施の効果は十分認められる。</p> <p>事業完了後も適切に管理されており、長期にわたる効果の発揮が期待される。</p>
<p>評価結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 山腹崩壊地を放置すれば、崩壊地の拡大等が懸念されるとともに渓床に堆積した不安定土砂が流出し、下流の人家、道路等に被害を及ぼす危険性があり、地元からも保安林機能の発揮が期待されていたことから、事業の必要性は認められる。 ・効率性： 対策工の計画にあたっては、現地に応じた適切な工種・工法で検討されており、事業実施にあたってコスト縮減に努めていたことから、事業の効率性は認められる。 ・有効性： 事業の実施により、崩壊地の拡大防止及び渓床に堆積する不安定土砂の固定等が図られており、荒廃地に植生が回復し森林への移行が促進されたことから、水源涵養機能が向上している。また、土砂流出防止機能の向上により、下流域の人家等の保全が図られており、住民の安心・安全が高まったことから、事業の有効性は認められる。

様式1

便 益 集 計 表
(治山事業)

事業名：国有林直轄治山事業
施行箇所：大野郡白川村

都道府県名：岐阜
(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養 ^{かん} 便益	洪水防止便益	42,173	
	流域貯水便益	24,107	
	水質浄化便益	51,262	
環境保全便益	炭素固定便益	4,638	
災害防止便益	山地災害防止便益	10,825,019	
総 便 益 (B)		10,947,199	
総 費 用 (C)		2,382,628	千円
費用便益比	$B \div C = \frac{10,947,199}{2,382,628}$		= 4.59

